

平成 29 年 9 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会

会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長から平成27年12月18日付け大総務第 e - 241号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市交通局長（以下「実施機関」という。）が、平成 27 年 10 月 5 日付け大交運第 76 号により行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 27 年 9 月 20 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 27 年 8 月 20 日 15 : 40～15 : 50 における、なんば定期券発売所の防犯カメラの映像。」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を、「平成 27 年 8 月 20 日 15 : 40～15 : 50 における、なんば定期券発売所の防犯カメラの映像。」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき本件決定を行った。

記

条例第 7 条第 1 号に該当
(説明)

上記映像には特定の個人に関する情報が記載されており、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、平成 27 年 10 月 7 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 5 条第 1 項第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 全部公開ないし部分公開（個人情報等の非公開相当部分を除いたもの）を求める。
- 2 公開しない理由が、「特定の個人に関する情報が含まれており、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ」るとのことである。しかし、本件文書がよほど高精細なものでない限り、当該情報そのものにより氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することはできず、外見の特徴や行動の様子を確認することができる程度である。また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」とまでは言えない。よって、非公開とすることは不当である。
仮に、身体情報の一部が、個人を特定しうるもの、ないし個人の権利利益を害するおそれがあるものであるならば、当該情報にかかる部分のみを非公開とし、残りは全て公開とすべきである。
- 3 大阪市の実施機関が保有する情報の提供及び公表の実施に関する指針第 7 条の、「実施機関は、非公開決定等を公開請求者に通知する前に、非公開情報に関連する情報で提供可能なものの種類、概要を公開請求者に連絡し、公開請求者が当該情報の提供を希望するか否かを確認することができる。」とあるにも関わらず、実施機関は私に一切の相談も確認もなく、事務的に非公開決定通知を行っているので、その点についても執務上の瑕疵があるので不服とする。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定について、本件文書には特定の個人に関する情報が記録されており、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、条例第 7 条第 1 号に該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、かつ、条例第 8 条第 1 項に規定する「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」ときに該当しないため、本件決定を行った。
- 2 審査請求人は「防犯カメラ映像がよほど高精細なものでない限り、当該情報そのものにより氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することはできず…」と主張するが、本件文書には、ビデオ映像として顔、体型及び容姿（服装や鞄等）が写っており、特定個人を識別することができる情報に該当するものである。

- 3 審査請求人は「当該情報のみを非公開とし、残りは全て公開とするべき」と主張するが、本件文書はビデオ映像であり、条例第7条第1号に規定する非公開情報である個人情報記録されている。

ここで、条例第8条第1項にいう「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」とは、非公開部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、非公開部分を物理的に除くことが、公開請求に係る公文書の保存状況や非公開情報の記録状態、部分公開用の複製又は複製物の作成の時間、労力、費用等から判断して、過度の負担を要せずに行うことができるものと認められるときをいうと解されるところ、本件文書は、非公開情報部分と公開可能な部分に区分するために実施機関が直接、映像のモザイク処理等の加工をできるようなものでないことに加えて、その処理に要する時間、労力、費用等から判断して、相当程度の負担を要するものであるから、条例第8条第1項に規定する「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」とは該当しない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責任を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、平成27年8月20日午後3時40分から午後3時50分までの間に、ななば駅定期券発売所に設置された防犯カメラで撮影された映像記録である。

3 争点

実施機関は、本件文書に記録された特定の個人に関する情報（以下「本件情報」という。）が条例第7条第1号に該当し、本件情報を容易に区分して除くことができないことを理由に本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件情報が条例第7条第1号に該当しないと主張するとともに、本件情報が同号に該当した場合でも本件文書のうち本件情報を除外した部分について公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件情報の条例第7条第1号該当性及び本件文書の部分公開の可否である。

4 本件情報の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件情報の条例第7条第1号該当性について

審査請求人は、前記第3の2のとおり、「本件文書がよほど高精細なものでない限り、当該情報そのものにより特定の個人を識別することはできず、外見の特徴や行動の様子を確認することができる程度である」旨主張している。

しかしながら、当審査会において、本件文書を実際に見分したところ、なんば駅定期券発売所に来所した者の顔、体型、容姿等が明らかであり、特定の個人を識別することが十分にできるものであった。

以上を踏まえると、本件情報は、条例第7条第1号本文に該当し、また、その情報の性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。

5 本件文書の部分公開の可否について

(1) 条例第8条第1項の基本的な考え方について

条例第8条第1項は、同項本文で「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」と規定している。

(2) 本件文書の部分公開の可否について

本件文書は、特定の個人の識別が可能な情報が記録された映像記録であり、本件文書について非公開とすべき部分と公開が可能な部分に区分するために映像のモザイク処理等を行うには、実施機関が直接加工できるようなものでないことに加えて、その処理に要する時間、労力、費用等から判断して、相当程度の負担を要するものと認められることから、条例第8条第1項に規定する「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき」には該当しないと認められる。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田健介、委員 岡田さなゑ、委員 久末弥生

(参考) 答申に至る経過

平成27年度諮問受理第97号

年 月 日	経 過
平成27年12月18日	諮問及び弁明書の提出（平成27年度諮問受理第97号）
平成27年12月25日	審査請求人から反論書の提出（平成27年度諮問受理第97号）
平成28年7月13日	審議（論点整理）
平成28年9月28日	審議（論点整理）
平成28年10月4日	審議（論点整理）
平成28年10月24日	審議（論点整理）
平成28年11月29日	実施機関理由説明
平成28年12月6日	審議（論点整理）
平成28年12月19日	審議（論点整理）
平成29年2月22日	審議（答申案）
平成29年3月10日	審議（答申案）
平成29年5月19日	審議（答申案）
平成29年9月1日	答申